

大阪市青少年育成推進連絡会議設置要綱

(設 置)

第1条 青少年の健全育成、非行防止及び子どもの保護・安全の強化を図るための施策を推進するにあたり、各区青少年育成推進会議間の円滑な意思疎通を図るため、大阪市青少年育成推進連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

(構 成)

第2条 連絡会議は、各区青少年育成推進会議で構成する。

(組 織)

第3条 連絡会議は、各区青少年育成推進会議の会長をもって組織する。

2 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

3 会長と副会長の任期は、1年とする。

(会 議)

第4条 連絡会議は、定例会とし、構成員間の連絡調整と事業の推進を図る。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、こども青少年局（事務局長1名、事務局職員）内に置く。

2 事務局長は、青少年課長を充てる。

3 連絡会議の庶務は、事務局において処理する。

(附 則)

この要綱は、平成11年12月14日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。